

## 外部貸出に関する使用制限、予約の取消、および免責事項について

### ①目的・内容による使用制限について

次の内容に関わる催事は、ご利用をお断りいたします。

- ・各施設の本来用途や利用対象から著しく異なる内容であると弊社が判断した催事。
- ・特定の政治活動・宗教活動またはそれに類する催事。
- ・営利・勧誘またはそれに類する行為を目的とした催事。
- ・公序良俗に反すると認められる催事。
- ・臭気、汚損、騒音を発生させる催事。
- ・火気・水・化学薬品・スモークなどを使用する催事。
- ・動植物など生体を扱う催事。
- ・施設の収容人員および周辺導線の許容量を超える来場人数が想定した催事。
- ・不特定多数の来場者を想定した催事。
- ・学校法人昭和女子大学の運営に競合または相反する内容を伴う催事。
- ・同一趣旨で年度内に4回以上の定期利用や、週例、月例など連続性のある催事（本学専任教職員が責任者となり学内施設を利用する学会・研究会の例会を除く）。
- ・飲食・宴席・親睦を目的とした催事（昭和女子大学内で開催した学会の懇親会・人見記念講堂利用後のレセプション・学校法人昭和女子大学の設置する各校の同窓会を除く）。
- ・学校施設の利用内容として相応しくないと弊社が判断した催事。
- ・その他、管理運営において支障のある、または予測されると弊社が判断した催事。

### ②予約の取消、使用中止について

予約後または使用中に下記の事態が認められた場合、予約の取消または使用中止の措置をとることがあります。この措置では、キャンセル料金のご請求が発生するとともに、主催者のいかなる損害に対しても、弊社は一切の責任を負いません。

- ・指定日までに、必要書類の提出がなされない場合。
- ・関係諸官庁に事前の届出が必要な内容に対し、手続きが行われていない場合。
- ・催事の内容が、管理上または風紀上好ましくないと弊社が判断した場合。
- ・利用目的や内容に虚偽の申告が判明した場合。
- ・施設利用の権利を譲渡・分割した場合。
- ・利用施設またはその一部を転貸した場合。
- ・施設利用中に利用者、関係者（来場者を含む）の責に起因する事故が起きた場合。
- ・利用申込以外の学内施設への立入り・利用を行った場合。
- ・事前の相談（許可）なく学内の施設設備を移動・造作を行った場合。

- ・主催者、関係者(来場者を含む)が建物・付帯設備・備品等を損壊した場合。
- ・施設(屋外を含む)の汚損、ごみの投棄等、不適切な利用を行い、かつ改善を図らない場合。
- ・指定場所以外に車両等を駐車し、移動指示に従わない場合(来場者を含む)。
- ・募集や広報に際し、許可なく学校法人昭和女子大学の名称や写真、その他資料を使用した場合。また、学校法人昭和女子大学との関連性について不明瞭な表現を使用し、参加者に誤解を与えるような記載があると弊社が判断した場合。
- ・主催者、関係者(来場者を含む)が、反社会的勢力であると認められる場合。または利用者の役員および従業員または関係者に、反社会的勢力と密接な関係を有する者がいると認められた場合。
- ・他の施設の利用者や近隣等に迷惑行為や暴力行為を行った場合。
- ・弊社社員・学校関係者に対して迷惑行為や暴力的な行為を行った場合。または合理的な範囲を超える負担を要求した場合。

### ③予約の解除について

予約成立後または利用中においても、次の場合には弊社より利用予約の解除、または利用中止の措置をとることがあります。この場合、使用料金やキャンセル料は請求いたしませんが、これによって生じる利用者のいかなる損害に対しても、弊社は一切の責任を負いません。

- ・天災、火災、その他不可抗力によって、施設の提供が困難になった場合。
- ・大規模地震対策特別措置法により、警戒宣言が発令された場合。
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令された場合。
- ・使用申込者(主催者)が、下記のいずれかに該当した場合。
  1. 仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受け、または公租公課の滞納処分を受けた場合。
  2. 営業廃止または会社解散および営業停止処分を受け、または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けた場合。
  3. 破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立を受けたとき、または自らこれらの申立をした場合。
  4. 経営状態が悪化し、施設使用に関わる業務を継続することが著しく困難であると客観的に認められた場合。
  5. 法令違反、犯罪行為等により社会的信用を著しく損なっていると弊社が判断した場合。

### ④賠償について

- ・事前事後の預かりを含め荷物の紛失・破損について、弊社は一切の責任を負いません。
- ・主催者、関係者(来場者を含む)の所有物の盗難、毀損等による損害、および催事中の人身事故、疾病については、弊社は一切の責任を負いません。
- ・その他弊社の責に帰さない事由により施設の利用が中止された場合、弊社はその損害につい

て一切の責任を負いません。

- ・主催者、関係者（来場者を含む）が他催事の利用者、学内者および近隣住民等に損害を与えた場合は、主催者の責に於いて相手方と交渉し損害賠償を履行してください。当該案件について、弊社および学校法人昭和女子大学は一切の関与をいたしません。

(2020年11月1日 株式会社カリヨン)